

仕 様 書

1 目的

障害者が介護や援助の必要な方に対しての理解を深め、必要な知識及び技能を身に付けることにより、介護や福祉の現場においてサービスの担い手として活躍できる人材を育成することを目的とする。

2 事業概要

(1) 実施事業

居宅介護職員初任者研修事業

(2) 受講対象者

- ・和歌山県内に居住する障害者で、高齢者・障害者等の介護に関わる業務に就労する意欲がある者であること
- ・生活介助を必要とせず、原則としてすべての開催日に参加でき、自分で研修場所に通える者であること

(3) 実施場所 紀北地域及び紀南地域

(4) 募集定員 各 10 名

3 実施方法及び内容

(1) 研修時期 令和7年7月1日～令和8年2月28日を予定

(2) 研修場所

- ・講義室の広さは、定員1名あたり 1.65 m^2 以上であることとし、演習室の広さは、ベッド1台あたり 11.0 m^2 以上であることとする。
- ・演習科目に使用するベッド及び浴槽は、受講生8名につき1台以上とする

(3) 研修内容及び時間数

原則として居宅介護職員初任者研修課程に基づき、次の内容及び時間数以上とする。ただし、受講者の理解状況を勘案し、適宜補講を行うものとする。

- ・講義及び演習 134時間

(4) 募集方法及び受講者の決定

募集要項の作成については、和歌山県障害福祉課と研修実施者が協力して行う。

受講希望者は、和歌山県（障害福祉課又は各振興局総務福祉課）に申し込み、障害福祉課と研修実施者が受講者を決定することとする。

(5) 修了証の交付

研修を修了したときは、速やかに和歌山県に修了者を報告し、和歌山県はその報告をもとに研修修了者に修了証書を交付するものとする。

4 委託費

研修会に係るテキスト代、交通費及び食費については、受講者の負担とする。

5 その他

県の判断により研修が中止となった場合、その準備に要した費用については委託費の対象経費となる。